

	Q	A
1	申請から決定通知までにかかる日数はどのくらいかかりますか？	訪問看護ステーションの県との委託契約の締結状況によって、所要時間が異なってきますが、概ね2～3週間程度と想定されます。なお、お急ぎの場合等はその旨を健康福祉センター等にお知らせください。
2	健康保険適用対象となる時間とは60分でしょうか90分でしょうか。例えば、3時間利用した場合、委託料の請求は1.5時間できるのでしょうか、2時間でしょうか。	本事業の対象となる訪問看護は、医療保険の診療報酬や介護報酬の対象外となる部分です。 したがって、例示の場合では以下のようになります。 ・診療報酬の対象となる部分が1.5時間であれば本事業の対象となる部分は1.5時間 ・診療報酬の対象となる部分が1時間であれば本事業の対象となる部分は2時間 ・診療報酬の対象となる部分が0.5時間であれば本事業の対象となる部分は2.5時間 ・診療報酬の対象となる部分が0時間であれば本事業の対象となる部分は3時間 なお、本事業の1回当たりの利用時間は、1時間以上30分単位です。
3	利用申請書の提出から決定通知が届くまでどのくらいの期間がかかりますか。	訪問看護ステーションの県との委託契約の締結状況によって、所要時間が異なってきますが、概ね2～3週間程度と想定されます。なお、お急ぎの場合等はその旨を健康福祉センター等にお知らせください。
4	医ケアの範囲ですが、装着や使用機器がなくても医師が医ケアと判断した処置があり、その他の欄に記載してあれば対象になりますか。例えば、無鼻症と小眼症で義眼挿入のための眼窩を広げる処置。	指示書中、「装着・使用医療機器等」の欄に該当項目があるものを対象としますので、「その他（ ）」に○があれば対象となります。
5	訪問看護ではないので、保険については自事業所に入っている保険の対象外となるが補償はどの様になっていますか。	各訪問看護ステーションが加入している損害保険の内容を御確認ください。
6	訪問看護指示書はコピーはできないことになっているが、この様な事業にコピーをしても良いのか伺います。	本事業の利用申請にあたり県に訪問看護指示書の写しを提出させるのは、申請者が本事業の利用対象者に該当するか県が確認するためであり、写しをもって訪問看護を実施しようとするものではないので、問題はないと考えます。
7	利用提出はメールは可能か。	訪問看護ステーションと県（健康増進課）との委託契約に係る「承諾書」の提出はメールでも可能です。健康福祉センターや宇都宮市保健所への利用申請や実績報告、訪問看護指示書の写しの提出についてもメールでの提出は可能です。 提出の際は、健康福祉センター又は宇都宮市保健所と調整願います。 なお、メールで提出する場合は、可能な限り提出先に御一報願います。
8	利用提出後どのくらいで決定通知が送付するにあたり、メールは可能か。郵送を想定しているのか。	訪問看護ステーションの県との委託契約の締結状況によって、所要時間が異なってきますが、概ね2～3週間程度と想定されます。なお、お急ぎの場合等はその旨を健康福祉センター等にお知らせください。 訪問看護ステーションと県（健康増進課）との委託契約に係る「承諾書」の提出はメールでも可能です。健康福祉センターや宇都宮市保健所への利用申請や実績報告、訪問看護指示書の写しの提出についてもメールでの提出は可能です。 提出の際は、健康福祉センター又は宇都宮市保健所と調整願います。 なお、メールで提出する場合は、可能な限り提出先に御一報願います。
9	キャンセル料や交通費は事業所によって差が生じるが、各事業所で重要事項説明書で説明しているのを活かしても良いのか。	お見込みのとおりです。
10	事業実施に当たって、市町や県の保健師が先走って先に利用者に説明しないようお願いいたします。	周知については、訪問看護ステーションと連携しながら段階的に行います。
11	事業の周知は段階的と実施とあるが、より効果的とはどのように考えているか。	健康福祉センター等において病状を把握の上、本事業の利用のニーズが高いと考えられる方が利用できるよう御案内します。
12	報酬では、訪問看護療養費は5550円か6550円に+管理療養費3000円になります。8550円か9550円か、機能強化型ステーションはもっと高くなります。7500円と安く設定した理由について伺いたい。	同種の事業を実施している自治体の多く（宇都宮市含む）で、委託料を1時間当たり7,500円としていることから、本県においても同様としたところですが、 なお、国に対しては、国庫補助額の増額を要求しているところですが。
13	1回の利用での時間の上限などはありますか？	ありません。 なお、利用時間は、1回当たり1時間以上、30分単位で、年間48時間以内となっております。
14	利用契約は毎回必要ですか。同じ利用者およびかぞくであれば1回契約すれば次回からは契約の必要はないのでしょうか。	訪問看護ステーションと県（健康増進課）との委託契約は年度ごとに必要です。委託契約を締結している訪問看護ステーションには、その年度末に次年度の委託契約に係る書類を送付しますので、届いた書類に基づき手続きをお願いします。 訪問看護ステーションと利用者との利用契約を更新するかどうかは、各事業所の判断となります。なお、この事業に係る訪問看護ステーションと利用者との契約書のひな形を提供しますので、参考にご活用ください。
15	保健所に利用申請書を提出してから利用決定通知書が届くまでの期間はどれくらいでしょうか。	訪問看護ステーションの県との委託契約の締結状況によって、所要時間が異なってきますが、概ね2～3週間程度と想定されます。なお、お急ぎの場合等はその旨を健康福祉センター等にお知らせください。
16	訪問看護は毎月15日までに保健所に請求書等を提出することになっているが、保健所が県に進達する締切日は決まっているのか。	進達締切日は設けていませんが、書類が揃い次第速やかな進達をお願いします。
17	医療的ケアの範囲は特に制限がないのか。医師の指示書次第ということになるのか。	指示書中、「装着・使用医療機器等」の欄に該当項目があるものが対象です。